

福井県工事検査基準

(目的)

第1 この技術基準は工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについての適否の判定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、デジタル写真、ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という。）と設計図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則

この基準は、昭和50年4月 1日から適用する。

この基準は、昭和61年4月 1日から適用する。

この基準は、平成 2年4月 1日から適用する。

この基準は、平成 8年6月15日から適用する。

この基準は、平成30年4月 1日から適用する。

別表 第1

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況(他に掲げるものを除く。)
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工事研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合わせ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合わせ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況、独自の工夫
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表 第2

出来形寸法検査基準

工 種			検査内容	検査頻度	
共 通	一 般 施 工	共 通 的 工 程	矢板工	基準高 偏心量 打込み長 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上
			法枠工 吹付工 埴生工	厚さ 法長 間隔 幅 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上
		石、ブロック積 (張) 工	基準高 法長 厚さ 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	土 工		基準高 幅 法長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
		天端面・法面の設計との標高較差、 または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)		
河 川	築堤護岸		基準高 幅 厚さ 高さ 法長 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	凌渌(川)		基準高 幅 深さ 延長		
	樋門樋管 水 門	樋門 樋管		基準高 幅 厚さ 高さ 延長	水門 樋門 樋管は本体部、呑口部 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分 函渠は同種構造物ごとに 2 箇所以上
水 門					
海 岸	堤防護岸		基準高 幅 厚さ 高さ 法長 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	突堤人工岬				
	海域堤防				
砂 防	凌渌(海)		基準高 幅 深さ 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	砂防ダム		基準高 幅 厚さ 延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	流 路		幅 厚さ 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
ダ ム	斜面对策		基準高 幅 厚さ 高さ 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	コンクリートダム		基準高 幅 ジョイ ント間隔 延長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上	
	フィルダム		基準高 外側境界線	3 測点につき 1 箇所以上	

工 種		検査内容	検査頻度	
道 路	道路改良	基準高 幅 厚さ 高さ 延長	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	舗 装	路盤工	基準高 幅 厚さ	施行延長 200m 以内は 2 箇所以上 施行延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、1km につき 2 箇所以上
		舗装工	基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)
	基準高 幅 厚さ 横断勾配 平坦性		基準高、幅及び横断勾配は、施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、施行面積 1,000 m ² 以内は 2 箇所以上 施工面積 1,000 m ² 以上は 1,000 m ² につき 1 箇所以上 コアーにより検査	
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)	
	橋梁下部	基準高 幅 厚さ 高さ スパン 長	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	網橋上部	部材寸法 基準高 支間 長 中心間距離 キャンパー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分	
	コンクリート橋上部	部材寸法 基準高 幅 高さ 厚さ キャン パー	その他 5 径間以内は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	トンネル	基準高 幅 厚さ高さ さ 間 隔 延長	両坑口部のほか 施行延長 200m 以内は 3 箇所以上 施行延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	農用地開発区画	基準高 幅 厚さ 整理工	工事ごとに適宜決定 高さ 深さ法長延長 管水路を含む	
暗渠排水工	布設深 間隔延長	工事ごとに適宜決定		
塗 装 工	塗装厚	部材種別にロットし、1 ロット (500 m ² 程度) に 3 点以上測定		
下水道管布設	基準高 だ行 厚さ 幅 延 長	100m につき 1 箇所以上、マンホールは 5 箇所につき 1 箇所以上とする		
その他の構造物	工種に応じ基準高幅 厚さ 高さ 深さ 法長 長さ 等	同種構造物ごとに適宜決定する		

- 備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査出来ない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、デジタル写真、ビデオ、3次元モデル、事務所・監督職員確認資料及び品質証明書等により、検査することが出来る。
- (2) 施行延長とは施行延べ延長をいう。

別表 第3

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材 料	品質及び形状は設計図書等と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明書により検査する (2) 場合により実測する	
	基 礎 工	(1) 支持力は設計図書と対比して適切か (2) 基礎工の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する	
	土 工	(1) 土質、岩質は設計図書等と一致しているか (2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か		
	無筋鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策物は、設計図書等と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する	
道 路	舗 装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か (1) 支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2) 場合により実測する